

内閣参質一七〇第一四三号

平成二十年十二月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員藤末健三君提出地上波デジタル放送における緊急地震速報の遅れへの対応計画の明確化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出地上波デジタル放送における緊急地震速報の遅れへの対応計画の明確化に
関する質問に対する答弁書

デジタル放送においては、情報圧縮等のデジタル信号処理により放送番組の映像等の伝送に一定の遅延が生じることは避けられないことから、民間規格の策定等を行っている社団法人電波産業会及び社団法人デジタル放送推進協会に対し、デジタル放送の映像等の遅延の影響を受けない技術的手法の検討について要請したところである。

この要請を受け、現在、社団法人電波産業会及び社団法人デジタル放送推進協会においては、平成二十一年春までに結論を得ることを目途として、緊急地震速報の伝送に際して緊急地震速報と映像等を分けて伝送するなどデジタル放送の映像等の遅延の影響を受けない技術的手法について検討を進めているところと承知しており、総務省としては、この検討結果を踏まえ、必要があれば速やかに電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三十八条に基づく技術基準（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号））を改正した上で、放送事業者及び関係メーカーに対してデジタル放送の映像等の遅延の影響を受けない技術的手法の採用を積極的に働き掛けてまいりたい。

